

豊橋市内で太陽光発電設備を設置される皆様へ

豊橋市太陽光発電設備の 適正な設置等に関する条例 が施行されます

令和7年7月1日から、豊橋市内に太陽光発電設備※を設置する場合、地域住民への説明会や市への届出が必要となります。

※ 10kW以上の太陽光発電設備が対象となります。(ただし、建築物等に設置されるものを除きます。)

また、災害の防止や地域環境の保全等を図るため、太陽光発電設備の設置に配慮が必要な区域を抑制区域として指定しています。

条例の概要・お問い合わせ先は裏面をご覧ください。



豊橋市 ゼロカーボンシティ推進課

豊橋市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の概要

詳細につきましては、お問い合わせ先に記載のゼロカーボンシティ推進課のホームページをご覧ください。

● 条例制定の背景・目的

○太陽光発電設備の普及に伴い、土砂の流出や不十分な維持管理により住民の生活環境へ影響を及ぼすといった問題が全国的に生じています。

○今後、本市においても様々な問題が発生する懸念があることから、太陽光発電設備の適正な導入を促し、災害の防止や自然環境、生活環境、景観その他の地域環境の保全を図ることを目的として、設置や維持管理に関するルールを定めた本条例を制定しました。

● 条例の対象

○**出力が10kW以上**の太陽光発電設備を設置して太陽光発電を行う事業者を対象としています。

○ただし、建築物や主たる用途が太陽光発電事業以外の工作物に設置されるものは除きます。

※太陽光発電設備とは、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定する電気工作物であって、太陽光を電気に変換するための設備及びこれに附属する設備をいいます。

● 抑制区域

○太陽光発電設備の設置により、災害の防止や生活環境等に影響を及ぼす可能性があり、太陽光発電事業の実施には配慮が必要と考えられる区域について、抑制区域として指定しています。

抑制区域一覧

- 砂防指定地(砂防法第2条)
- 史跡名勝天然記念物が所在する区域(文化財保護法第109条第1項)
- 保安林(森林法第25条第1項)
- 県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域(愛知県文化財保護条例第29条第1項)
- 風致地区(都市計画法第8条第1項第7号)
- 市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域(豊橋市文化財保護条例第26条第1項)
- 急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条第1項)
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域
(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項及び第9条第1項)
- 愛知県自然環境保全地域(自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第20条第1項)
- 第一種特別地域(愛知県立自然公園条例施行規則第10条第1号)

● 太陽光発電事業者に求められること

○本条例で定められている手続きや遵守すべき事項は以下の通りです。詳しくは、ゼロカーボンシティ推進課のホームページをご確認ください。

主な手続き等

- 太陽光発電事業について市との事前協議
- 地域住民への説明会
- 設置工事の着手、工事内容変更、工事完了及び工事中止の届出
- 太陽光発電事業を承継した場合の届出
- 事業区域へ標識の設置
- 太陽光発電事業を廃止した場合の届出
- 太陽光発電設備の適正な処分
- 太陽光発電設備と事業区域の良好な状態の維持
- 地域環境の保全等に支障が生じた場合の対応 など

【お問い合わせ先】 豊橋市 環境部 ゼロカーボンシティ推進課
TEL:0532-51-2419 FAX:0532-56-5126 mail:zeroco2@city.toyohashi.lg.jp
ゼロカーボンシティ推進課ホームページ: <https://www.city.toyohashi.lg.jp/2799.htm>

